

廃棄物処理施設整備費（公共）（循環型社会形成推進交付金等）

* 126,508百万円
107,847百万円（134,008百万円）

廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課
浄化槽推進室
産業廃棄物課

1. 事業の概要

平成17年度において、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設する。

本制度は、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進等に関する戦略的な目標を設定し、それを達成するために必要な廃棄物処理やリサイクルに係る施設整備、関連する計画支援等の事業に対し、必要な資金を交付するものである。

2. 事業計画

循環型社会形成推進交付金

平成17年度予算額（案） 23,000百万円

・交付対象

市町村（人口5万人以上又は面積400km²以上の計画対象地域を構成する場合に限る。）

注：特例として、沖縄県、離島地域、過疎地域等については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象とする。

・交付金の額の算定

対象事業費の1/3を市町村に一括交付する。

（循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率原燃料回収施設）については1/2）

・交付対象

循環型社会の形成を進めるための幅広い施設等を対象。

リサイクルセンター、生ごみリサイクル施設、廃棄物原材料化施設、熱回収施設（発電効率又は熱回収率10%以上）、浄化槽、汚泥再生処理施設、最終処分場、高効率原燃料回収施設（モデル）、施設整備に関する計画支援事業等

廃棄物処理施設整備費補助（従来からの国庫補助金制度）

平成17年度予算額（案） 84,416百万円

以下の制度は、平成17年度も引き続き国庫補助金として存続。

- ・一般廃棄物処理施設整備（平成16年度以前に着工した事業の継続事業）
- ・浄化槽整備事業の一部
- ・PCB処理施設整備事業
- ・産業廃棄物処理施設モデル的整備事業
- ・広域廃棄物埋立処分場

3. 施策の効果

目標の実現のために、地方の自主性・裁量性を発揮しつつ、国と地方が構想段階から協働し、施策を推進することにより、我が国全体として最適な循環型社会づくりを行うことが可能となる。

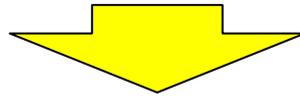
また、循環型社会形成推進地域計画に基づき、明確な目標の下で、3Rの推進施策をより総合的・戦略的に推進することが期待される。

* 内は内閣府計上している汚水処理施設整備交付金に相当する額（7,500百万円）を除いた予算額。

循環型社会形成推進交付金制度の概要

循環型社会形成推進協議会

～国、都道府県、市町村が構想段階から協働～



循環型社会形成推進地域計画

対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村(沖縄、離島等は特例として対象)

3R推進のための目標(例)

発生抑制	一人一日当たりのごみの量(年比 %減)
リサイクル	リサイクル率(年比 %増)
最終処分	最終処分されるごみの量(年比 %減)

目標を実現するための政策パッケージ

再生利用施設 : 可能な限り再使用・再生利用

熱回収施設 : 高効率な発電・熱供給(単純焼却は対象外)

浄化槽 : 経済的・効率的な生活排水処理

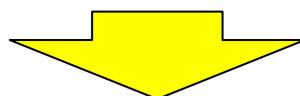
污泥再生処理センター : し尿、浄化槽污泥等を高度処理により資源化

最終処分場 : 安全で信頼性の高い最終処分(直接埋立は対象外)

施設整備に関する計画支援事業 等

交付金の額の算定

対象事業費の1/3を市町村に一括交付
(循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設(高効率原燃料回収施設)については、対象事業費の1/2を交付)



各種事業の実施による循環型社会の形成

(計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価、公表)